

## 建築物を新築する場合における駐車場の附置義務の緩和について（概要）

この度、建築物の駐車施設に関する条例（駐車場附置義務条例）により駐車場の設置が義務づけられている区域のうち、「まちなか駐車場区域（ 1 ）」内において基準を設けて、駐車場の附置義務を緩和します。（平成 21 年 7 月 1 日施行）

（駐車場の附置義務）

床面積が 1,000 ㎡以上の建築物が対象となります。（一部、例外があります。）

（例）床面積が 1,000 ㎡の建築物（百貨店、ホテル、事務所等）を新築する場合、普通自動車（ 1 台 / 150 ㎡）は 7 台分の駐車場を設置する必要があります。

（そのほか、荷さばきと車いす利用者のための規定があります。）

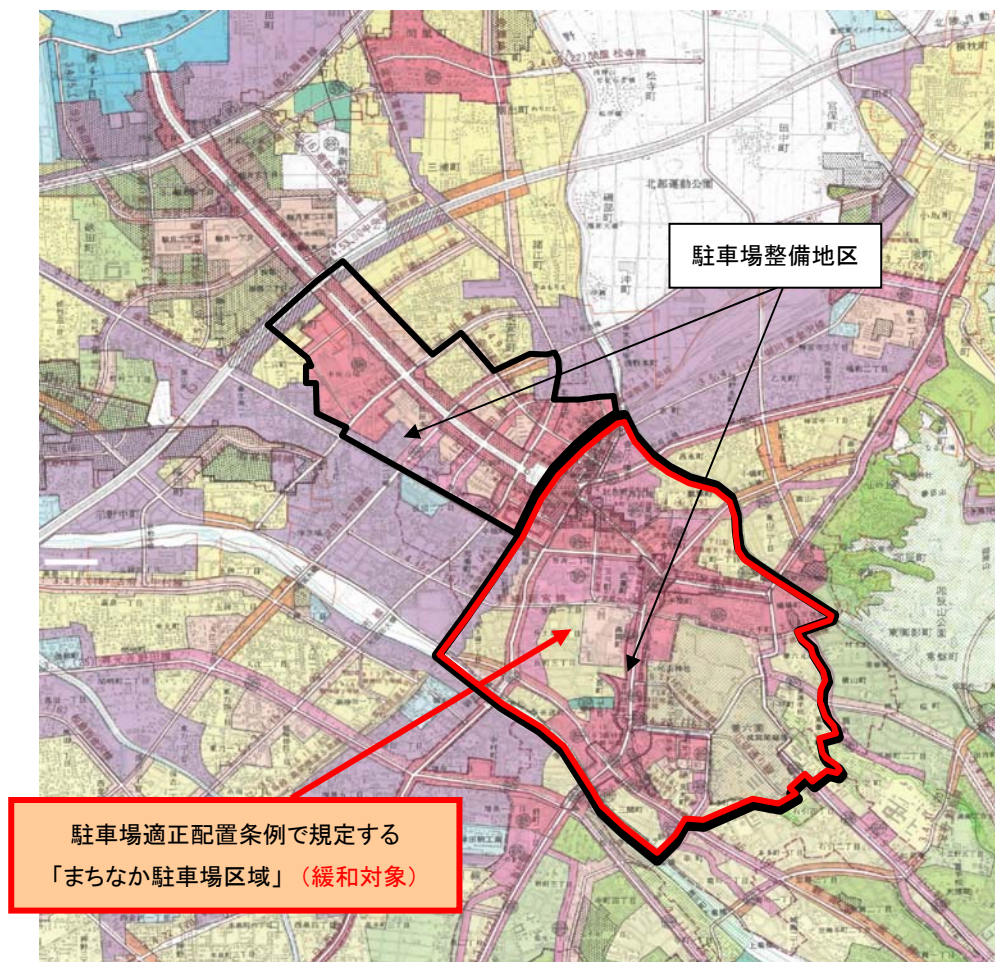
その緩和する基準（案）については、別紙 1 のとおりです。

1 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例で規定する「まちなか駐車場区域」

【 緩和基準の概要 】 詳細は、別紙 1 参照

公共交通の利便性の高い場所又は歩けるまちづくり協定（ 2 ）区域内で駐車場の設置が好ましくない場所において、公共交通利用促進等の取組が行なわれると認められる場合に、駐車場の附置義務を緩和します。

2 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例で規定する「歩けるまちづくり協定」



**「建築物の駐車施設に関する条例（駐車場附置義務条例）」における駐車施設の附置義務についての緩和基準（案）（第3条第2項関係）**

公共交通の利便性が高い場所又は金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例（以下「歩けるまちづくり条例」という。）で規定する「歩けるまちづくり協定」の区域内で駐車施設の設置が好ましくない場所において建築物を新築するにあたって、施設利用者への公共交通の利用の促進等の取組が行われる場合は、駐車施設の附置義務を緩和するものとする。

**1. 下記のいずれかの場所において新築される建築物であること**

**（1）. 公共交通の利便性が高い場所**

- ・当該建築物の敷地が、公共交通の利便性が高い以下のバス停から半径約 200mの範囲内の位置にあること

（現在対象となるバス停）金沢駅、六枚町、リファール前、武蔵ヶ辻、南町、香林坊、片町、広坂、兼六園下（別紙2を参照）

**（2）. 「歩けるまちづくり協定」区域内であり駐車施設の設置が好ましくない場所**

- ・当該建築物の敷地が、道路交通法の規定により車両等の通行が禁止されている道路に面する場所であること
- ・その他、「歩けるまちづくり協定」により駐車施設の設置が好ましくない場所であること

**2. 下記のいずれかの取組により、施設利用者に対して公共交通の利用の促進等を図るとともに、その取組を周知すること**

- ・バス停におけるバス待ち環境整備（当該建築物又は敷地内におけるバスの待合スペース、ベンチの設置等）
- ・エコポイント券の利用促進（エコポイント券配布、ポイント端末導入）
- ・バス券、タクシー券の配布
- ・施設専用バスによる送迎
- ・カーシェアリングの導入
- ・施設入居者のマイカー通勤の原則禁止
- ・その他、施設利用者等への公共交通の利用の促進及び自動車の利用抑制に資すると判断される取組の実施



まちなか駐車場区域における交通利便性が高いバス停と圏域図

